

山口県屋外広告物点検実施要綱

1 目的

この要綱は、山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号。以下「条例」という。）第13条の2の規定に基づき実施される屋外広告物の点検に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

2 適用の範囲

すべての屋外広告物を対象とする。ただし、山口県屋外広告物条例施行規則（昭和42年山口県規則第5号。以下「規則」という。）第10条の2第2項に規定する広告物又は広告物を掲出する物件は除く。

○規則第10条の2第2項に規定する広告物又は広告物を掲出する物件

- ・はり紙及びこれに類するもの
- ・立看板
- ・広告幕及びこれに類するもの
- ・気球広告
- ・貼り札
- ・電柱若しくは街灯柱を利用する広告物（巻付け広告、直塗り広告に限る。）
- ・壁面又は屋根面に描かれた広告物

3 点検の実施

(1) 実施の主体

許可を必要とする広告物又は広告物を掲出する物件（以下「許可対象広告物等」という。）については、原則として、管理者の責において実施するものとする。

この場合、管理者が有資格者に外注・委託等により点検を実施しても差し支えないものとする。

また、現に管理者設置（変更）届が提出されていない既存許可物件については、当該広告物の表示者、広告物を掲出する物件の設置者又はこれらの管理者いずれかの者の責において実施するものとする。併せて、条例第18条の2に基づき、更新及び変更又は改造の許可申請書提出時に屋外広告物管理者設置（変更）届を提出するものとする。

その他の広告物又は広告物を掲出する物件（以下「その他の広告物等」という。）においては、広告物の表示者、広告物を掲出する物件の設置者又はこれらの管理者いずれかの者とする。この場合、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置時において、点検実施者を明確にしておくことが望ましい。

(2) 点検の時期

許可対象広告物等は、規則第10条の3に基づき、屋外広告物許可申請書、屋外広告物許可更新申請書及び屋外広告物変更・改造許可申請書（以下「申請書」という。）を提出する日の前3月以内に行うものとする。

その他の広告物等は、おおむね3年ごとに行うことが望ましい。

なお、広告物又は広告物を掲出する物件を新たに表示・設置する際の点検は要しないものとする。

(3) 点検者の要件

許可対象広告物等の点検は屋外広告士又は規則第10条の2第3項各号に規定する者に行わせなければならない。

また、点検結果を報告する際には、当該実施者の資格を証する書面を添付しなければならない。

【点検者の要件として条例又は規則で定められた者】

- ・屋外広告士
 - ・一級建築士又は二級建築士
 - ・特定建築物調査員
 - ・知事が点検に係る知識を有すると認める者
- ※ 「知事が点検に係る知識を有すると認める者」とは、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が実施する「屋外広告物点検技能講習会」の修了者とする。

その他の広告物等の点検に係る点検者の要件は定めていないが、可能な限り許可対象広告物等の点検と同様の者によって行われることが望ましい。

4 点検の方法等

(1) 点検の方法

点検は目視による点検でも可とするが、この場合は、立入可能な場所からできる限り対象物に近づき、実効性のある点検を行うものとする。

目視点検で安全性の判断ができない箇所（ねじ・ボルト等のゆるみ、高所接合部のぐらつき等）は、より詳細な点検（触診、打診その他の方法による点検）を実施することにより対象物の状態を確認するものとする。

点検を行う際は、広告物等の全体像及び各点検箇所等の状況がわかる鮮明な写真を撮影するものとする。

(2) 点検箇所及び点検項目

点検箇所及び点検項目（以下「点検箇所等」という。）は、規則第7号様式の2に規定する点検箇所等を基本とする。なお、広告物等が特殊な構造を有する場合（突起物を有する等）においては、適宜、点検箇所等を追加する等、適切な対応を行うこと。

また、点検に当たっては「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（平成29年7月 国土交通省都市局公園緑地・景観課）を参照し、劣化等が起こりやすい箇所については特に留意するものとする。

(3) 補修

点検の結果、異常が認められた箇所については、必要な補修を行うものとする。

○点検箇所等

上 部 構 造	1	上部構造物全体の傾斜、ぐらつき
	2	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
	3	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
部 持 支	1	鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間

	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 付属部材（※）の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、破損
	3 その他点検した事項（ ）

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品

5 点検結果の記録・報告

許可対象広告物等の点検の結果（補修を行った場合は補修の結果も含む。）は、規則第7号様式の2「屋外広告物安全点検報告書」により記録し、申請書を提出する際に併せて提出するものとする。その際、撮影した写真も併せて提出するものとする。

写真は、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の全体の状況及び各点検箇所の点検項目が分かる写真とする。

また、点検後に補修又は改善措置を講じた場合は、その前後の写真を貼付するものとする。

なお、写真の出力に当たってはカラー印刷によることとし、1箇所あたりの大きさはL判（89×127mm）相当を標準とし、該当部の詳細が鮮明に撮影されたものであることとする。

その他の広告物等についても、「屋外広告物安全点検報告書」を作成し、適切に保管するよう努めること。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

